

これまでのNISAに新しく

2018年1月制度スタート

つみたてNISAが加わりました!

「つみたてNISA」とは・・・

投資初心者をはじめ幅広い年代の方の安定的な資産形成をサポートする制度です。積立投資を使って、投資を行う時間がない方でも、気軽に投資をはじめることができるしくみになっています。

つみたてNISAのポイント

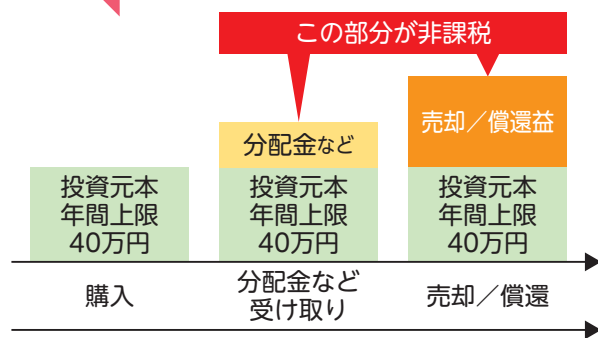
- ① 投資信託の売却益・配当所得が**最長20年間非課税**となります。
- ② 非課税投資額は**年間40万円**までとなります。
- ③ 毎月一定額ずつの**積立**による投資に限定
- ④ 対象商品は**長期・積立・分散投資**に適した一定の**投資信託**
- ⑤ つみたてNISAと一般NISAは同一年に併用はできません。



主な対象商品

信託期間が 無期限 または 20年以上	購入時手数料が ゼロ	運用管理費用が 低水準
複雑な商品設計	分配頻度が毎月	当行では下記の「つみたてNISA対象ファンド」のみご購入できます。

制度の非課税対象



非課税期間は、最長20年

※上記の分配金には、投資信託の元本戻戻金(特別分配金)は含まれません。

〈みちのく〉つみたてNISA対象ファンドはこちら!

みちのく銀行では以下の3ファンドがつみたてNISAでご購入いただけます。(2017年12月末時点)

iFree 日経225インデックス

【ファンドの特色】
わが国の株式に投資し、投資成果を日経平均株価(日経225)の動きに連動させることをめざして運用を行います。

【販売手数料】 ありません
【信託報酬】 年率0.1836%(税込)
【運用会社】 大和証券投資信託委託株式会社

iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

【ファンドの特色】
外国の株式に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行います。

【販売手数料】 ありません
【信託報酬】 年率0.2052%(税込)
【運用会社】 大和証券投資信託委託株式会社

iFree 8資産バランス

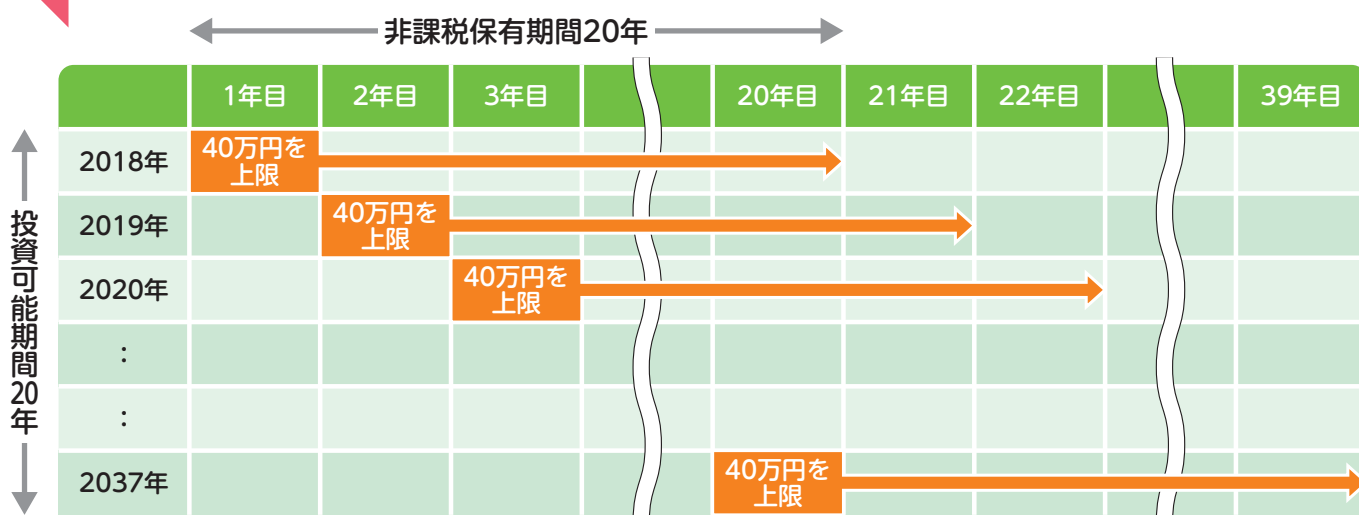
【ファンドの特色】
国内外の株式、債券及びリートの8資産に分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

【販売手数料】 ありません
【信託報酬】 年率0.2376%(税込)
【運用会社】 大和証券投資信託委託株式会社

※当行では上記ファンドは「つみたてNISA専用ファンド」としておりますので、つみたてNISA以外ではご購入できません。

詳しくは各商品の目論見書および目論見書補完書面をご覧ください。

つみたてNISAにおける投資イメージ



一般NISAとつみたてNISAの制度比較

	つみたてNISA	一般NISA
利用できる方	20歳以上	20歳以上
投資可能期間	2018年1月～2037年12月末まで	2014年1月～2023年12月末まで
非課税投資枠	年間40万円	年間120万円
非課税期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間(ロールオーバー可能)
非課税対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の株式投資信託	上場株式等
その他	<p>「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制となります。</p> <p>年単位で一般NISAとつみたてNISAの変更は可能ですが、その年の非課税投資枠を利用済みの場合は当該年の変更はできません。</p>	

つみたてNISA Q & A

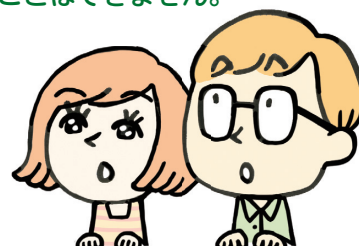
Q 現行のNISAを利用しているのですが、新しく「つみたてNISA」を利用することはできますか？

A 併用はできませんが、「一般NISA」と「つみたてNISA」は、1年毎にいずれかを選択することができます。
ただし、その年の非課税枠を既に1円でも利用している場合、その年の分については切り替えることはできません。

※既にみちのく銀行で一般NISAをご利用しているお客様が、つみたてNISAを利用する場合には、店頭にてつみたてNISAへの切替手続きが必要です。

Q 「一般NISA」ではまとまった資金で一括購入することができますが、「つみたてNISA」でも一括購入は可能でしょうか？

A 「つみたてNISA」ではあらかじめ指定した商品を定期的に継続して購入することが必要です。
よって「一般NISA」のように一括購入することはできません。



少額投資非課税制度(NISA、つみたてNISA)に関する留意事項

◆共通事項

- NISA、つみたてNISAは選択制であることから、同一年に両方の適用を受けることはできません。NISAとつみたてNISAの変更は、原則として暦年単位となります。
- NISA、つみたてNISAは非課税投資枠(NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円)が設定されていますが、NISA、つみたてNISAで保有している投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。そのため、短期間での売買(乗換え)には適しません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA、つみたてNISAの損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や配当金と損益通算することができません。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)についてはそもそも非課税ですので、NISA、つみたてNISAの非課税のメリットを享受できません。
- NISA、つみたてNISA以外の口座で保有されている上場株式等をNISA、つみたてNISAに移管することはできません。
- NISA、つみたてNISAで保有されている上場株式等を、他の金融機関のNISA、つみたてNISAに移管することはできません。

◆NISAに関する留意事項

- NISAの非課税期間は、非課税枠が設けられた年の1月1日より最長5年間です。
- NISAで保有する投資信託の分配金を再投資する場合、その年の非課税枠を利用することとなります。非課税枠超過分は、特定口座開設済みの場合は特定口座、特定口座未開設の場合は一般口座でのお取引となります。
- NISAの非課税期間終了日に保有している投資信託は、終了日の翌年1月1日に当行で新たに設定する120万円の非課税枠に移管(ロールオーバー)することができます。

◆つみたてNISAに関する留意事項

- つみたてNISAで購入できるのは当行取扱いファンドの中でも一定の投資信託に限られます。また、つみたてNISAは定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額買付サービスの申込をいただきます。
- つみたてNISAでは、非課税期間終了後、新たな非課税投資枠へのロールオーバー(移管)はできません。また、つみたてNISAでは他の口座からの移管の受入もできません。
- つみたてNISAで保有する投資信託の分配金を再投資する場合、その年のつみたてNISAの非課税枠を利用することとなります。ただし、非課税枠超過分は、特定口座開設済みの場合は特定口座、特定口座未開設の場合は一般口座でのお取引となります。
- つみたてNISAでは、つみたてNISAで購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
- つみたてNISAでは、基準日(つみたてNISAに初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌年以後5年を経過した日(以下「基準経過日」という)ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISAでの買付を停止させていただきます。

投資信託に関する留意事項

《投資信託の主なリスク》

◆ 投資信託は、株式、債券、不動産投資信託(REIT)等の有価証券等を投資対象とするため、信託財産に組入れられた有価証券等の価格の変動、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

※投資信託のリスクは、ファンドによって異なりますので、各ファンドの契約締結前交付書面(交付目論見書および目論見書補完書面)でご確認ください。

《投資信託の費用》

◆ 投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には次のものがあります。

【申込手数料】購入金額(基準価額×申込口数)に対して、最大3.24%(税込)

【信託報酬】信託財産の純資産総額に対して、最大年率2.16%(税込)

【信託財産留保額】換金時の基準価額に対して、最大0.50%

【その他費用】組入有価証券の売買委託手数料、信託財産の監査費用・租税、その他事務処理費用等の実費は、運用状況、保有期間などによって異なりますので金額または計算方法を表示することはできません。

※上記費用の合計金額、計算方法については、ファンド、運用状況、保有期間などによって異なるため、表示することはできません。

《その他の重要事項》

◆ 投資信託は、銀行の預金ではありません。

◆ 投資信託は、預金保険制度の対象ではありません。

◆ 当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

◆ 投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。

◆ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。

◆ 当行は、投資信託の販売会社です。投資信託の設定および運用の指図は委託会社が行い、保管・管理は受託会社が行います。

◆ 投資信託のお取引の有無が、当行におけるお客さまのその他のお取引(融資等)に影響を与えることはありません。

◆ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

※お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込みを受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※各出張所については、お取扱いできませんのでご了承ください。

投資信託をご契約の際には、必ず当該商品の契約締結前交付書面(交付目論見書および目論見書補完書面)をよくお読みいただき内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面(交付目論見書および目論見書補完書面)は、当行の本支店の窓口にてご用意しております。